

目黒区総合庁舎レストラン業務委託 プロポーザル募集要項

1 件名

目黒区総合庁舎レストラン業務委託

2 目的

目黒区職員互助会（以下、「互助会」という。）では、民間事業者ならではの専門知識、ノウハウ、業務運営の柔軟性、創意工夫を活用し、職員の福利厚生を目的とした良質低廉な食事の提供を行うとともに、庁舎機能の一部として「区民に親しまれる庁舎」を意識し、来庁者の利用も考慮したレストランの運営を行います。

3 業務内容

- (1) 業務上必要な食材料及び商品等の原材料の調達
- (2) 調理、盛付
- (3) 接客サービス
- (4) 食器具の洗浄、消毒、保管
- (5) 施設、設備の清掃及び日常点検
- (6) 残菜及び厨芥の処理
- (7) 食券自動販売機の日常的な維持管理
- (8) 感染症予防対策
- (9) 前各号に付帯するその他必要な業務

4 履行期間

令和8年5月1日から令和9年4月30日まで（業務委託は1年契約とします）。

ただし、契約期間内の履行状況が良好であることを確認した上で、一定の継続性が必要であると互助会が判断した場合は、翌年度以降契約を継続することがあります（最大5年間）。

5 選定方式

公募型プロポーザル方式

6 参加資格要件

次の全ての条件を満たすとともに、別添「目黒区総合庁舎レストラン業務委託に関する条件」を承知のうえ、業務を履行すること。

- (1) ランチタイムに1日400食以上を提供する社員・職員食堂事業において、2か所以上かつ現に引き続き2年以上の実績を有していること。
- (2) 営業上の行政処分を令和7年7月1日を基準として過去3年以内に受けたことがないこと。
また、公衆衛生上重大な事故を過去3年以内に起こしたことがないこと。
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当していないこと。
- (4) 目黒区競争入札参加資格者指名停止措置基準（平成2年4月1日付け目総契第740号）に基づく指名停止を受けていないこと。
- (5) 目黒区契約における暴力団等排除措置要綱（平成23年7月28日付け目総契第4070号）による入札参加除外措置を受けていないこと。
- (6) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく再生手続開始の申立て又は民事再生法

(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立てがなされていないこと。

7 公募スケジュール

日程(予定)		内容
令和7年	7月10日(木)	区公式Webサイトで募集要項の公表
	7月16日(水)から 7月25日(金)17時まで	質問票受付期間
	7月30日(水)	区公式Webサイトで質問回答
	7月30日(水)から 8月12日(火)17時まで	応募書類一式の提出締切
	9月末頃	一次審査(書類)結果通知の発送
	10月中旬から下旬頃	二次審査(プレゼンテーション)実施
	11月上旬から中旬頃	選考結果通知の発送

8 応募までの流れ

(1) 質問及び回答

ア 質問受付期間

令和7年7月16日(水)から令和7年7月25日(金)17時まで

イ 提出方法

質問がある場合は、様式1「質問票」を互助会事務局宛て電子メールにより提出してください。口頭(電話・窓口等)及び電子メール本文への直接入力による質問は受け付けません。

ウ 質問に対する回答

令和7年7月30日(水)に区公式Webサイトにて公表します。

(2) 応募書類の提出

ア 受付期間

令和7年7月30日(水)から令和7年8月12日(火)17時まで

イ 提出方法

互助会事務局宛て電子メールにより資料を提出してください。電子メールの件名は「目黒区総合庁舎レストラン業務委託 応募書類の提出」とし、電子メール送付後は必ず互助会事務局へ電話連絡し、メールの受領確認を受けてください。

なお、受付期間を過ぎて提出された場合は、応募は無効とします。

ウ 提出書類

No	書類名	備考
1	プロポーザル参加申込書	様式2
2	事業者概要	見本1
3	目黒区総合庁舎レストラン運営企画書	見本2
4	直近3か年分の決算内容が分かる書類(決算書、貸借対照表、損益計算書等)	—
5	実際に提供可能な定食・弁当の料理カラー写真及びカロリー・塩分・脂肪・材料・特徴を表記(1週間分)	自由様式
6	契約書の写し(6 参加資格要件(1)の条件に合うもの2か所分)	—
7	提供価格・収支状況・営業実績・令和7年7月の提供メニュー(6 参加資格要件(1)の条件に合うもの2か所分)	自由様式

8	衛生管理体制にかかる資料	自由様式
9	危機管理体制（食中毒・火災等事故）にかかる資料	自由様式
10	苦情処理体制にかかる資料	自由様式

エ 提出に当たっての留意事項

提出書類No. 2～10には、参加者名、人名及び参加者名を類推できるような記載をしないでください。例えば、会社のロゴマーク、施設、社員（職員）の経歴や保有資格、写真などがこれに当たります。また、特段指定するもの以外に固有名詞などの記載や個人を識別できるような写真の掲載は控えてください。なお、そのような記載があった場合には書類一式を受理しない場合があります。必要な場合は、「当社」、「当団体」などの表現に修正してください。

提出期限後の提出書類の差替え、追加及び再提出は一切できません。二次審査（プレゼンテーション）に係る資料等も提出期限以降は受け付けませんのでご注意ください。提出書類でプレゼンテーションを行っていただきます。

9 審査基準・選定方法

審査は一次審査及び二次審査による総合的な評価を実施します。この審査及び選定は、目黒区総合庁舎レストラン業務受託業者選定委員会設置要領に規定する選定委員会が行います。この選定委員会は、目黒区職員互助会員により構成します。審査基準は別紙「審査項目・審査基準表」のとおりです。

なお、応募が1社のみの場合でも、選定委員会による審査を実施します。

（1）一次審査

応募書類の内容について書類審査を行い、「二次審査対象者」を3社程度選定します（ただし、評価点の合計が60点を超える場合に限る。）。

（2）一次審査の結果

すべての応募者に対して選定結果を書面により通知します。

（3）二次審査（プレゼンテーション）

当日新たな資料の持ち込みは不可とします。二次審査の日時については、該当事業者宛て別途通知します。

ア 内容（予定）

内容	時間
提案の説明	20分
質疑	20分

イ 説明

説明用資料は運営企画書等を用いることとし、新たな提案は認めません。

ウ 機材

パソコン等の機材を使用して説明を行う場合は、二次審査対象者側で準備してください。

ただし、マイク、プロジェクター及びスクリーンは区の機材を使用することができます。

なお、プレゼンテーションにおいては、画面内に商号、名称、ロゴマーク等事業者を特定又は推測できるものが映り込まないようにしてください。

（4）候補者の選定方法

一次審査及び二次審査の審査結果から、評価点の高い提案者順に第1位及び第2位の候補者を選定します（ただし、評価点の合計が90点を超える場合に限る。）。また、複数の提案者の評価点が同点となった場合は、定食の平均価格の安い順に選定します。第1位の候補者が辞退又は失格となった場合は、第2位の候補者を委託候補事業者とします。

(5) 候補者選定結果の通知

二次審査を行ったすべての提案者に対して、選定結果を書面により令和7年11月上旬から中旬頃に通知します。また、選定の経過及び結果については、目黒区公式Webサイトで公表します。

10 その他

(1) 契約について

互助会と委託候補事業者は、提案内容に基づき、仕様内容を協議の上、仕様を決定します。ただし、次の事項に該当した場合は、次点委託候補者を繰り上げ、前述のとおり仕様を決定します。

ア 委託候補事業者が辞退した場合

イ 委託候補事業者が失格となった場合

ウ 協議が不調となり契約成立が見込めないと互助会が判断した場合

(2) プロポーザル提案に係る費用負担について

本プロポーザル提案に関する費用は、すべて事業者の負担とします。

(3) 審査について

審査の経緯や詳細に関する質問には一切応じません。

(4) 互助会による提出書類の目的外利用について

本プロポーザル提案において、互助会に提出された書類等は、目的外での利用は一切しません。

(5) 互助会が配付する書類及び提示した資料について

互助会が配付する書類及び提示した資料は、本プロポーザル提案の応募に関わる検討以外の目的で使用することはできないものとします。

(6) 現場への立入について

現在委託運営中のため、現場内に立ち入ることはできません。そのため、現場に関する情報は互助会から提供した図面及び現場外からの視察のみとします。

(7) 開示請求等について

開示請求等については、目黒区情報公開条例（平成12年12月目黒区条例第58号）に準じて取り扱います。

ア 提案書は本件に係る審査結果を公表後、結果の如何に関わらず、開示請求があった場合は、原則全部開示とします。したがって、全部開示されることを前提に、独自ノウハウ等の開示されることで法人等に明らかに不利益になる事項及び受託している実務実績については様式3「提案内容に関する不開示希望部分・理由の疎明書」に記載の上、提出してください。

なお、不開示部分についての最終判断は互助会で行いますので、必ずしも疎明書に記載されたすべての部分が不開示になるというわけではありません。

イ 様式3「提案内容に関する不開示希望部分・理由の疎明書」には、法人名、提案書の該当ページ、不開示を希望する部分、具体的な理由を明記してください。

なお、提案内容に関する不開示希望部分・理由の疎明書の提出があった場合は、目黒区情報公開条例第15条第1項に規定する任意的意見聴取において、意見書の提出があったものとみなしますが、疎明書の提出時と変化がないか等、再度、状況の確認をさせていただく場合があります。

(8) 辞退について

応募を辞退する場合は、様式4「辞退届」を互助会事務局宛て電子メールにより提出してください。

(9) 失格について

次のいずれかに該当する場合は、失格とします。

なお、失格となった場合においてもすでに提出された提案書等は返却しません。

- ア 提出書類に虚偽の記載があったとき。
- イ 参加要件を満たさなくなったとき。
- ウ 審査の透明性・公平性を害する行為があったとき。
- エ 期限までに書類等が提出されなかったとき。
- オ その他、募集要項に反したとき。

1 1 問合せ先及び提出先

〒153-8573

東京都目黒区上目黒二丁目19番15号 目黒区総合庁舎4階

目黒区職員互助会事務局（目黒区総務部人事課福利健康係） 深澤・渡邊・和田

TEL 03-5722-9376（直通）

FAX 03-3715-8852

Email jintai05@city.meguro.tokyo.jp

以 上